

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

中央教育審議会教員養成部会（中間まとめ）（平成27年7月16日）

（一部抜粋）

pp. 13-14

（5）教員免許制度に関する課題

- 教員免許状については、平成27年度から幼保連携型認定こども園が学校及び児童福祉施設である単一の施設として位置づけられ、また、学制改革の検討が進められている。その中で、学校種横断的な免許状の創設等の必要性を指摘する意見がある一方、当該免許状の有効性への疑問や免許状制度の一層の複雑化、学生や大学への負担増加等の課題も指摘されている。

- 一方、義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保の必要性が高まる中、平成26年11月の教員養成部会報告等も踏まえ、以下の事項の具体化が必要である。
 - ・ 現職教員が併有しようとする免許状に係る学校における勤務経験を併有の際に必要な単位数と見なす措置
 - ・ 中・高免許状所有者が小学校において活動できる範囲の拡大措置
 - ・ 特別免許状の一層の活用方策
 - ・ 教員育成の高度化を図るための専修免許状の取得促進方策

pp. 34-35

（5）教員免許制度に関する改革の具体的な方向性

- 今回、教員免許状制度については、相当免許主義（教育職員になることができる者は、相当する学校の相当する職及び教科に対応した免許状を保有する者に限られる）を引き続き維持することを前提とする。
- その上で、平成27年度から幼保連携型認定こども園が学校及び児童福祉施設である単一の施設として位置づけられたことや学校種間の円滑な接続の問題、様々な教育課題への対応のため、多様な人材を学校現場に配置可能とするなど、園や学校現場のニーズに対応できる柔軟かつ効果的な運用ができるよう、制度を見直すこととする。
- なお、学校種横断的な免許状の創設等の課題については、教員養成部会において今後免許状制度の総合的な在り方について検討する中で議論を行う。

① 中学校及び高等学校の教員免許状所有者による小学校での活動範囲の拡大

- 教育職員免許法第16条の5により、中学校及び高等学校の教員免許状を所有する者は、「それぞれの教員免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるもの」の教授又は実習を担当する小学校の教諭等となることとされている。
- 本制度により、中学校及び高等学校の教諭等が自らの有する免許状の教科に関連する小

学校の教科等の指導を行うことができるようになっており、小学校における専科担任制の円滑な導入や小中一貫教育の効果的な実施が可能となる。

- 本年6月に学校教育法等の一部を改正する法律が制定され、義務教育学校が平成28年4月より導入されることが予定されており、これを契機として、全国的に小中一貫教育の取組が一層進むことが予想される。また、小学校における英語教育のさらなる充実などが検討される中、教科に関する高い専門性を持つ中学校等の教員を小学校として活用しやすくするため、教科等に加え学級担任も可能にするよう制度改正を行うことが必要である。
- なお、本措置により中学校等の教員を小学校又は義務教育学校の前期課程の教員として配置する場合には、任命権者等は小学校における組織、教育内容、学級運営等に関しあらかじめ研修を行うよう法令上措置すべきである。

②教員の教職経験を考慮した免許状併有の促進

- 教育職員免許法別表第8により、ある学校に一定の年数以上勤務経験のある教員が、他の学校種の普通免許状を取得しようとする場合、当該学校における勤務経験年数を考慮し、軽減された単位数で普通免許状を取得することが可能となっている。その場合に必要な単位は、大学における通常の講義のみならず、大学や教育委員会が文部科学大臣の認定を受けて開設する講習や公開講座においても取得可能とされている。
- 今後、小中一貫教育の推進や多様な教育課題への対応等により、教員が学校種を超えて活躍する機会が広がっていくことが想定されるため、本措置による免許状併有を促進していくことは有益である。このようなことから、現職教員の他校種免許状の併有を促進するため、本措置による併有を行いやすくするよう制度を改善することが必要である。
- 具体的には、取得しようとする免許状に係る学校（例：中学校教諭免許状の取得の場合には、中学校、義務教育学校、併設型小学校・中学校、中等教育学校及び併設型中学校・高等学校、特別支援学校の中学部等）における勤務年数を単位数に換算可能として新たな免許状の取得のための負担を軽減することにより、異なる学校種の免許状の併有を促進することが考えられる。
- 勤務年数の単位数への換算については、現行の教育職員免許法別表第8による単位数の軽減措置による軽減単位数を踏まえ、1年につき3単位程度とすることが適当である。なお、教職経験のみをもって免許状を取得することができるようにすることは望ましくなく、最低でも必要な単位の半数程度は大学等における学びにより修得すべきものとすることが適当である。
- 例えば、小学校普通免許状を持ち小学校に3年以上の勤務経験を有する教員が、中学校普通免許状（二種）を取得しようとする場合、現行制度では、大学等における認定講習等で14単位を取得することが必要である。しかし、本措置を講じることにより、当該教員が中学校や義務教育学校等で2年の勤務の経験を有していた場合、例えば1年間の

勤務経験を3単位と換算して、6単位（3単位×2年）分を取得したものと見なし、残り8単位で免許状を取得可能とすることが考えられる。

pp. 42

5. 今後の検討について

以上、教員の養成・採用・研修の一体的改革を基本とした具体的方向性やその制度設計の在り方について、教員養成部会における審議検討をもとに中間まとめとしてとりまとめたが、今後、関係団体からのヒアリングやパブリックコメントを実施しつつ、例えば以下のような各事項の詳細については追加的に検討を行い、年内中に答申としてとりまとめる予定である。

(1) 教員の養成・採用・研修を通じた改革の具体的な方向性

教員育成指標や研修計画の策定、教員育成協議会（仮称）の創設についての制度設計、新たな課題に対応した研修・教職課程の見直しの内容

(2) 教員研修に関する改革の具体的な方向性

チームとしての研修体制や校内研修充実のための具体的方策、初任者研修・十年経験者研修の見直しを含めた研修全体の具体的な制度設計、独立行政法人教員研修センターの機能強化についての具体的な制度設計

(3) 教員採用に関する改革の具体的な方向性

教員採用試験の共同問題の作成に関する具体的な検討

(4) 教員養成に関する改革の具体的な方向性

学校インターンシップの詳細、教職課程の質保証・向上に向けた制度設計

(5) 教員の資質能力の高度化に関する改革の具体的な方向性

教職大学院等における学修内容や履修証明制度の活用の詳細など

なお、教員免許制度については、これらの検討が終了した後に、総合的な検討を行うこととする。

※下線は事務局